

国際水準GAP認証取得緊急応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施し、予算の範囲内において実施するものとする。

(目的)

第2条 コロナ禍における原油価格や物価高騰の対応により影響を受ける農業者の負担を軽減するため、国際水準GAPの個別認証の新規取得に必要な審査費等の支援を行うことにより、認証拡大を図ることを目的とする。

(事業内容及び事業主体)

第3条 第1条の趣旨を踏まえ、国際水準GAP認証取得緊急応援事業の補助要件等は、要項別表のとおりとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業等の変更申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(交付決定前着手)

第8条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式とする。

(補助金等の請求)

第10条 要項第15条第2項に規定する概算払又は前金払により補助金等の交付を受けようとするときは、当該請求書に別記第4号様式を添付するものとする。

(推進指導)

第11条 県は、市町村、農業団体等の関係機関の理解と協力を得て、相互に緊密な

連携を図りながら事業主体に対し、事業の実施について指導を行う。

(報告の聴取)

第12条 県は、事業の推進に当たり必要な事項について、事業主体から報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月29日から施行する。